

後期高齢者医療制度に関するQ & A

Q1 後期高齢者医療制度は、なぜ創設されるのですか？

第一に、75歳以上の後期高齢者の医療費は、高齢化の進展に伴い、今後、ますます増大することが見込まれています。

この医療費を安定的に確保するためには、医療費の負担について国民の皆様のご理解・ご納得をいただく必要があります。

このため、現役世代と高齢者の負担を明確にし、また、世代間で負担能力に応じて公平に負担していただくとともに、公費(税金)を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みとします。また、これまでの国民健康保険では市町村単位で運営されていましたが、県単位の保険制度とし、高齢者の医療を支えていきます。

第二に、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえた、高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。

このため、75歳以上の方を対象とした独立の医療制度として、「後期高齢者医療制度」が創設されることとなりました。

Q2 被保険者証(保険証)は変わるのですか？

被保険者名	
被保険者番号	
負担割合	

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 年 月 日
被保険者番号
住 所 県 市 町 丁目 番 号
氏 名 性別 年 月 日
生 年 月 日 年 月 日
資格取得年月日 年 月 日
発 効 期 日 年 月 日
交 付 年 月 日 年 月 日
一部負担金の割合

保 険 者 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保 険 者 氏 名

印

後期高齢者医療制度の被保険者には、左図のような新しい保険証が一人に一枚交付されます。保険証には自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかる時は必ず提示してください。

老人保健制度で交付されていた医療受給者証は3月31日をもって使用できません。

保険証は毎年更新され、7月中旬に郵送されます。(ただし、平成20年は3月下旬に郵送されますので、7月は負担割合の変更のある方のみ更新され、郵送されます。また、古い保険証は回収させていただきます。)

Q3 保険料を支払わなければならないのですか？

これまでは、加入する医療保険制度によって、保険料を負担する方、負担しない方がおり、また、市町村によって保険料額に高低がありました。

後期高齢者医療制度では、高齢者の方々の間で負担を公平にするという考え方の下、後期高齢者の方々全員に、負担能力に応じて、保険料を負担していただきます。また、原則として、山梨県内で、同じ所得であれば、同じ保険料となります。

国民健康保険に加入されている方、サラリーマンで健康保険や共済組合の被保険者の方は、現在加入されている制度での保険料が、後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者であった方も、新たに保険料をご負担いただくこととなりますが、制度加入時から2年間、保険料が5割軽減されます。なお、平成20年度は保険料の負担凍結により平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは保険料が9割軽減されます。

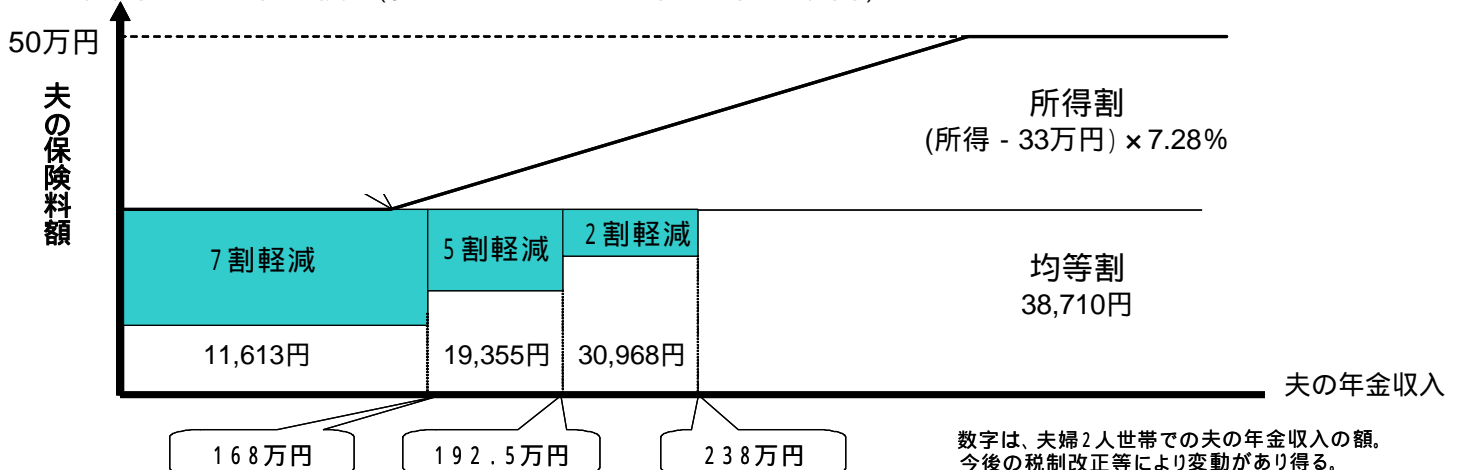
< 後期高齢者医療保険料の仕組み >

一人当たり保険料額 = 均等割額 (38,710円) + 一人当たり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額(旧ただし書所得) × 所得割率(7.28%)

均等割額及び所得割率(保険料率)は2年ごとに見直され、原則としては県内では統一の保険料率となります。

夫婦2人世帯の例 (妻の年金額135万円以下の場合)



Q4 保険料は、どうやって支払うのですか。

保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合において決定されますが、その額は、年金のほか、事業所得など他の所得があればそれも合算した所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。

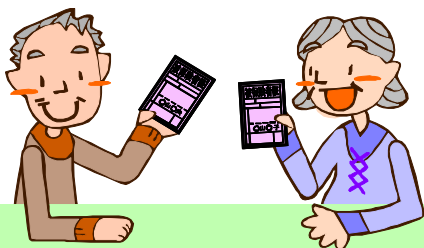
保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期(偶数月)ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。これにより、自ら金融機関などに出向いて支払っていただく必要はありません。

ただし、次の方は、年金からは支払われず、各市町村から通知される納期に、納付書等により、ご自分で保険料を支払っていただくことになります。

年金額が、年額18万円未満の方

介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方

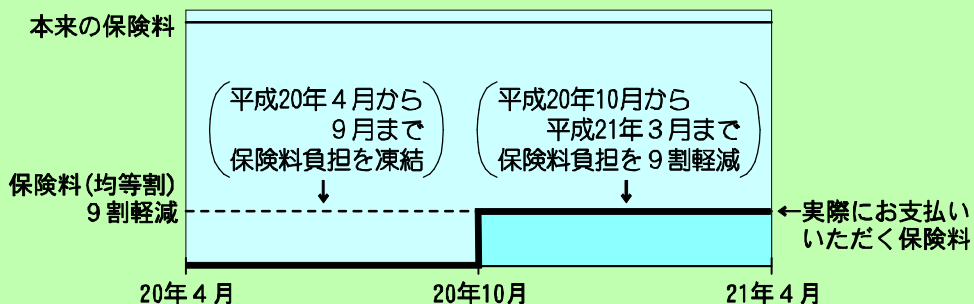
詳しくは、お住まいの市町村の窓口又は広域連合にお問い合わせください。



～被用者保険の被扶養者の方の
平成20年度の保険料はこうなります。～

《 制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策 》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。



**Q5 後期高齢者は、どのような医療が受けられるのですか？
医療の内容が制限されるようなことはありませんか？**

後期高齢者医療制度においても、当然ですが、74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができます。

また、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえて、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。

例えば、次のような医療が受けられます。

糖尿病等の慢性疾患をお持ちの方は、ご希望に応じて、ご自身に選んでいただいた主治医から、継続的に心身の特性に見合った外来診療を受けられます。

なお、後期高齢者の方は、主治医以外の医師にかかっていたとしても構いませんし、変更していただいても構いません。

後期高齢者の方が在宅で安心して療養生活を送られるよう、退院時の支援や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えます。

後期高齢者の方本人のみならず、家族や医療従事者と共同で、ご本人の希望に沿った、安心できる医療を目指します。

各種申請・届出や保険料の算定・医療給付等のお問い合わせは
お住まいになっている市町村の後期高齢者医療担当まで

制度の運営等に関するお問い合わせは

山梨県後期高齢者医療広域連合まで

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館内

TEL 055 - 236 - 5671 URL <http://www.yamanashi-iryoukouiki.jp>